

議案第三十七号

町税条例の一部を改正する条例

町税条例の一部を次の通り改正するものとする

昭和三十六年五月八日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和三十六年五月八日原案可決

三朝町議會議長加藤幸太郎



町税条例の一部を改正する条例

町税条例(昭和三十三年三朝町条例第一号)の一部を次のように

改正する

第四百四十六条中

- 一 所得割 百分の二・一
- 二 資産割 百分の五・五

三 被保険者均等割 被保険者一人につき 二三。円  
 四 世帯別平等割 一世帯につき 四六。円  
 とあるを

一 所得割 百分の二・三  
 二 資産割 百分の六・五  
 三 被保険者均等割 被保険者一人につき 三三。円  
 四 世帯別平等割 一世帯につき 六四。円  
 に改める

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和三十六年度より適用する